

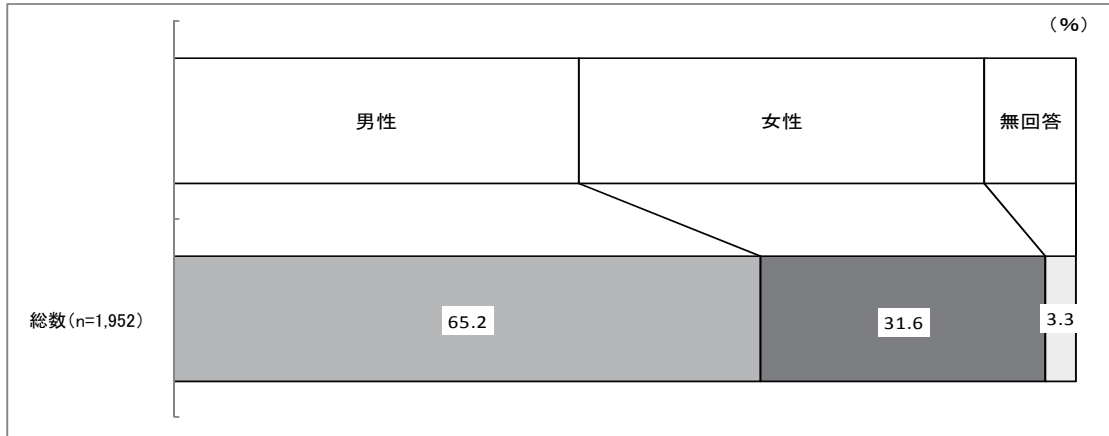
3 小・中学校担当者調査

(1) 回答者の属性等

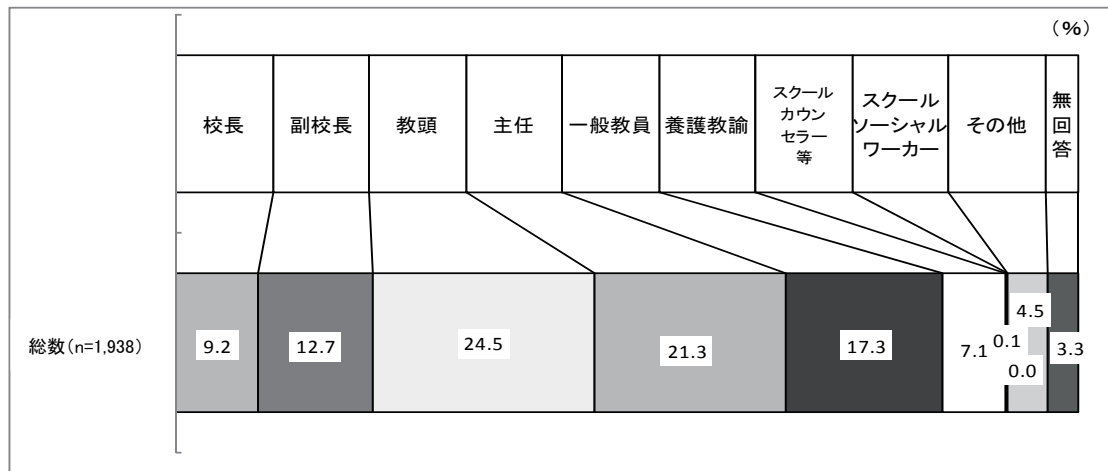
ア 調査対象とした小・中学校担当者からの回答状況（所在市等別）

	人	(%)		人	(%)		人	(%)
札幌市	134	6.9	岐阜市	28	1.4	高松市	34	1.7
青森市	31	1.6	名古屋市	170	8.7	高知市	26	1.3
仙台市	79	4.0	津市	36	1.8	福岡市	67	3.4
福島市	30	1.5	京都市	83	4.3	佐賀市	26	1.3
宇都宮市	36	1.8	大阪市	161	8.2	熊本市	57	2.9
さいたま市	71	3.6	和歌山市	31	1.6	那覇市	22	1.1
東京都	426	21.8	松江市	18	0.9	無回答	4	0.2
横浜市	201	10.3	広島市	92	4.7	計	1,952	-
金沢市	29	1.5	山口市	21	1.1			
甲府市	17	0.9	徳島市	22	1.1			

イ 性別



ウ 職位

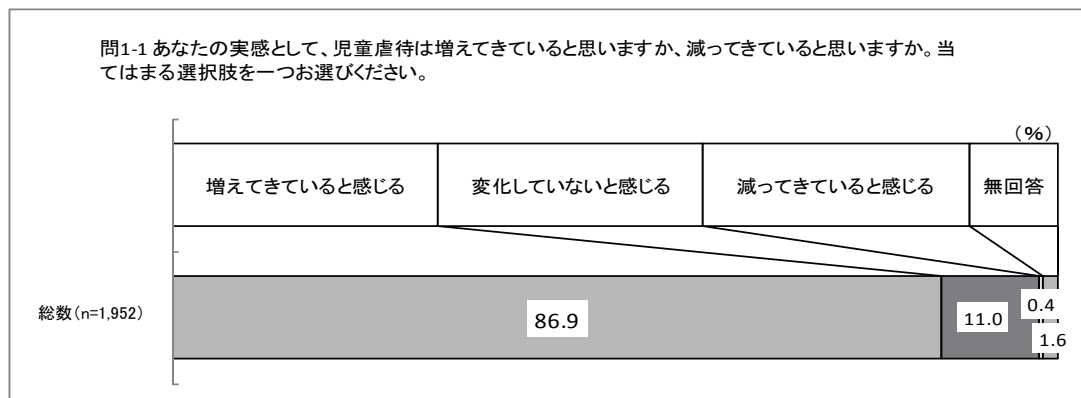


(2) 単純集計結果

ア 児童虐待の発生状況

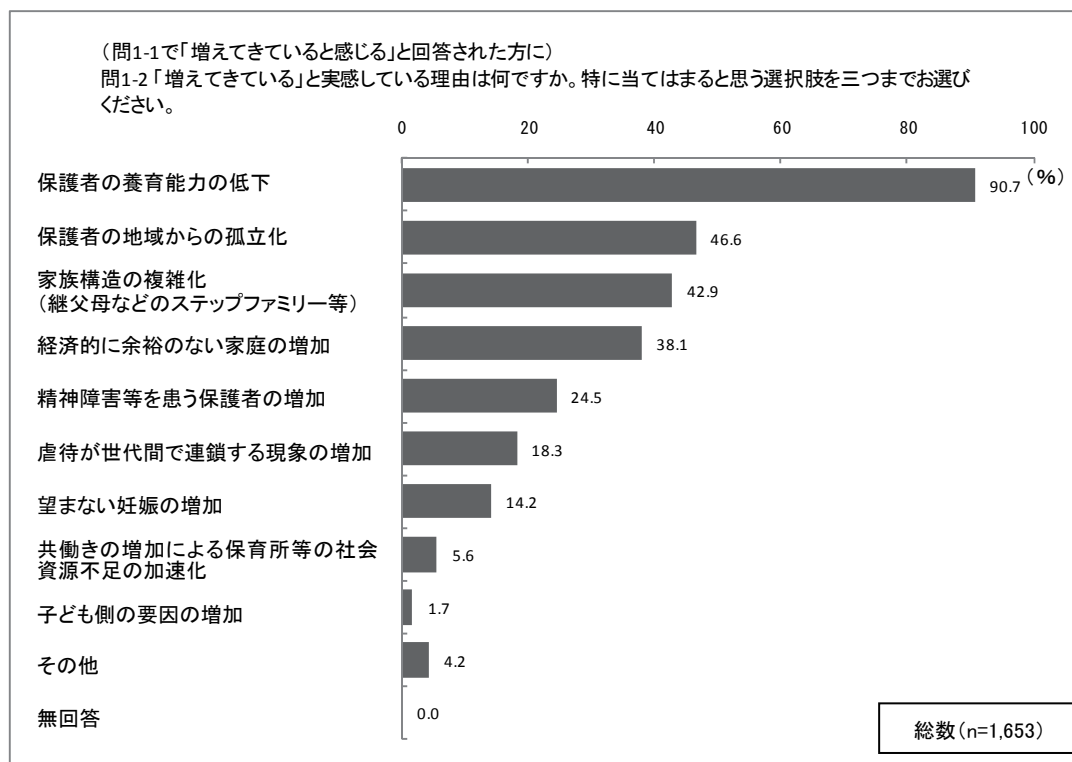
(ア) 問1-1 児童虐待の増減に関する実感

小・中学校担当者に、児童虐待の増減についての実感を尋ねると、「増えてきていると感じる」が86.9%で最も多く、次いで「変化していないと感じる」が11.0%、「減ってきていると感じる」が0.4%となっている。



(イ) 問1-2 児童虐待が増加していると実感する理由 (複数回答)

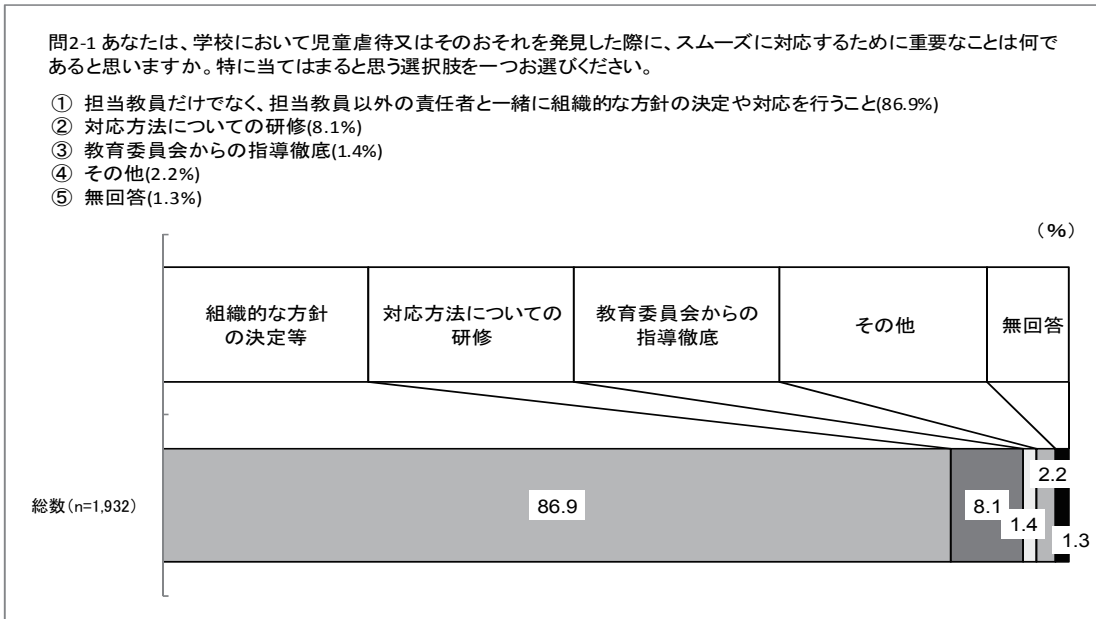
児童虐待は増えてきていると感じると回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「保護者の養育能力の低下」が90.7%と最も多く、次いで「保護者の地域からの孤立化」が46.6%、「家族構造の複雑化(継父母などのステップファミリー等)」が42.9%等となっている。



イ 児童虐待の防止等に関する学校における取組

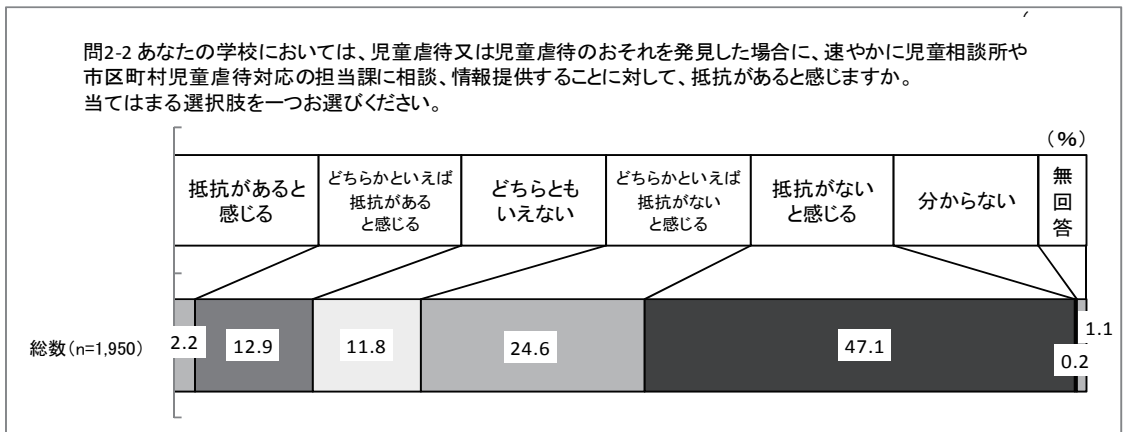
(7) 問2-1 児童虐待対応に向けた重要事項

小・中学校担当者に、勤務先の学校において児童虐待又はそのおそれを発見した際に、スムーズに対応するために最も重要なことは何であると思うか尋ねると、「担当教員だけでなく、担当教員以外の責任者と一緒に組織的な方針の決定や対応を行うこと」が86.9%と最も多く、次いで「対応方法についての研修」が8.1%等となっている。



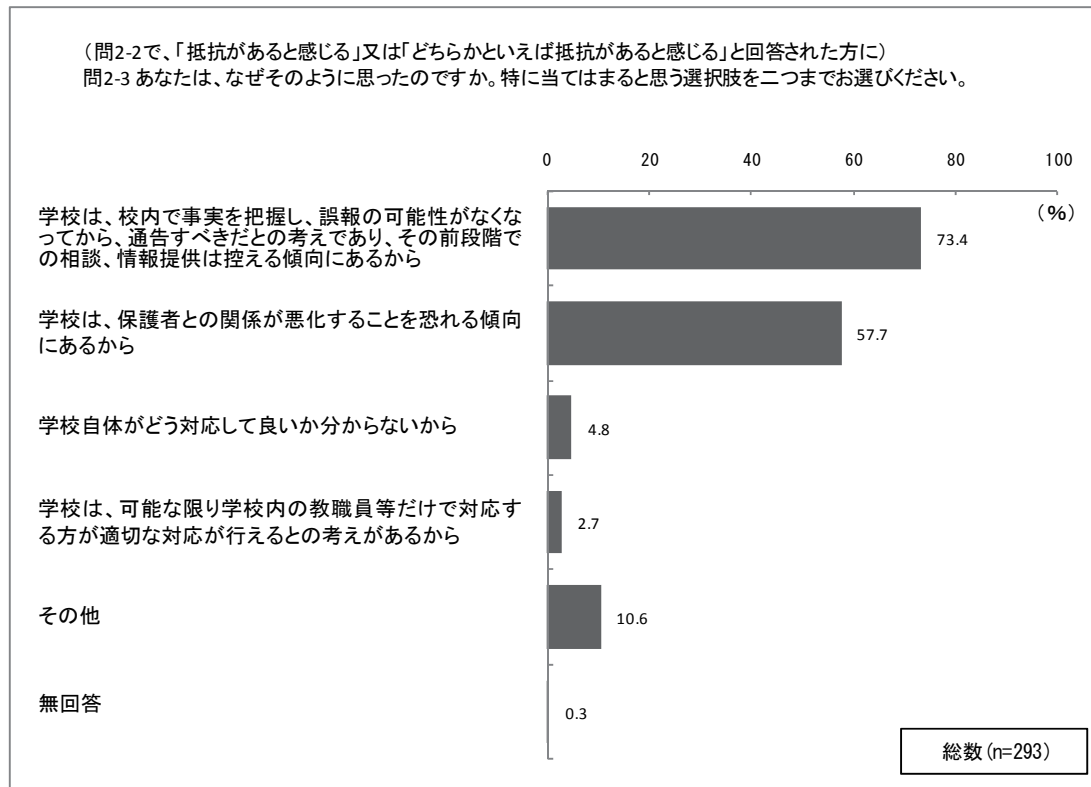
(4) 問2-2 児童虐待又はそのおそれを発見した場合の情報提供に対する抵抗感の有無

小・中学校担当者に、勤務先の学校において児童虐待又はそのおそれを発見した場合に、速やかに児童相談所や市区町村児童虐待対応の担当課に相談、情報提供することに対して、抵抗があると感じるか尋ねると、「抵抗がないと感じる」及び「どちらかといえば抵抗がないと感じる」が合わせて71.7%であるのに対し、「抵抗があると感じる」及び「どちらかといえば抵抗があると感じる」は合わせて15.1%、「どちらともいえない」が11.8%等となっている。



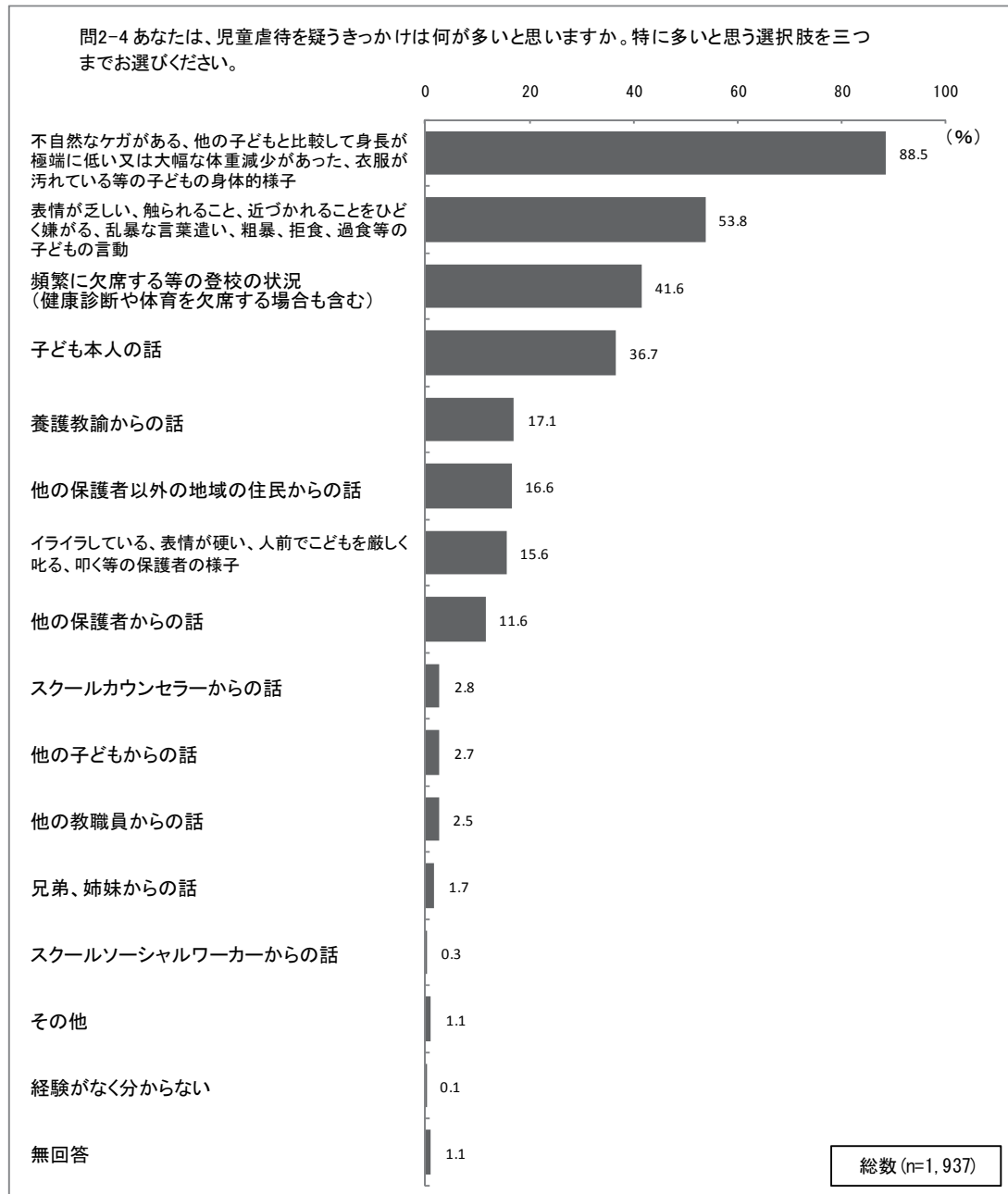
(ウ) 問2-3 情報提供に抵抗を感じる理由（複数回答）

児童虐待又はそのおそれを発見した場合に、速やかに児童相談所や市区町村児童虐待対応の担当課に相談・情報提供することについて、抵抗があると感じる又はどちらかといえば抵抗があると感じると回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「学校は、校内で事実を把握し、誤報の可能性がなくなってから、通告すべきだとの考えであり、その前段階での相談、情報提供は控える傾向にあるから」が73.4%と最も多く、次いで「学校は、保護者との関係が悪化することを恐れる傾向にあるから」が57.7%等となっている。



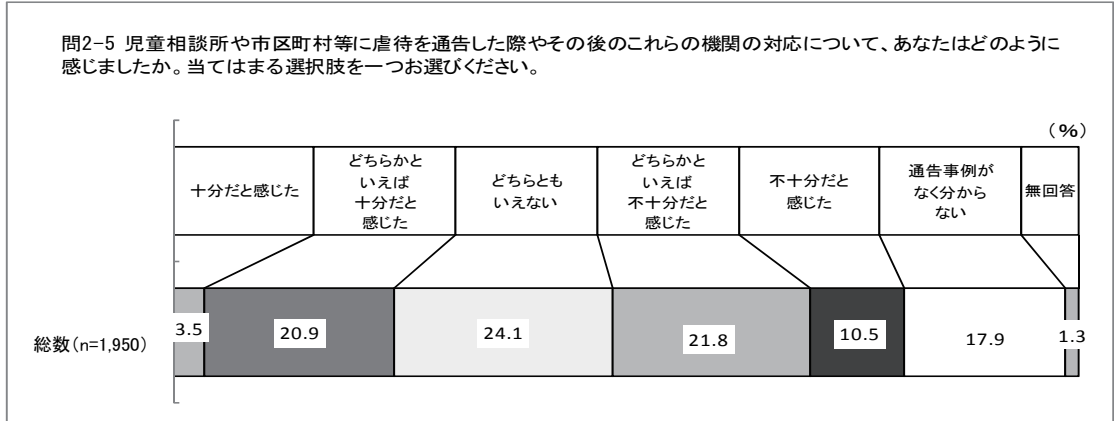
(I) 問2-4 児童虐待を疑うきっかけ（複数回答）

小・中学校担当者に、児童虐待を疑うきっかけは何が多いと思うか尋ねると、「不自然なケガがある、他の子どもと比較して身長が極端に低い又は大幅な体重減少があった、衣服が汚れている等の子どもの身体的様子」が88.5%と最も多く、次いで「表情が乏しい、触られること、近づかれることをひどく嫌がる、乱暴な言葉遣い、粗暴、拒食、過食等の子どもの言動」が53.8%等となっている。



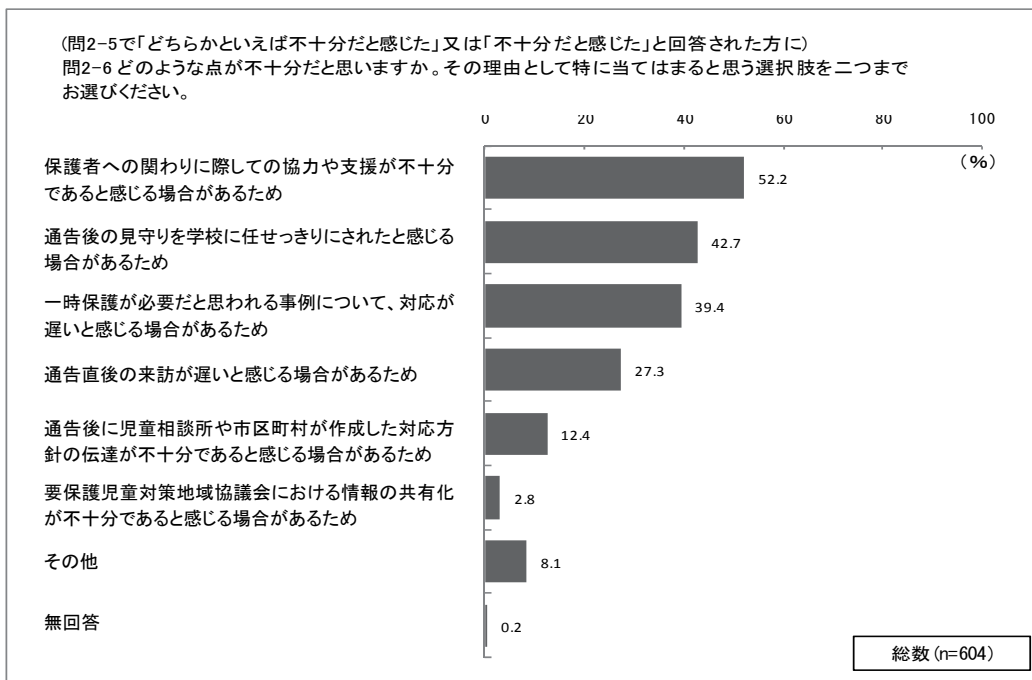
(オ) 問2-5 児童相談所等に通告した際の対応

小・中学校担当者に、児童相談所や市区町村等に虐待を通告した際やその後のこれらの機関の対応についてどのように感じたか尋ねると、「不十分だと感じた」及び「どちらかといえば不十分だと感じた」が合わせて32.3%と最も多く、次いで「十分だと感じた」及び「どちらかといえば十分だと感じた」が合わせて24.4%、「どちらともいえない」が24.1%等となっている。



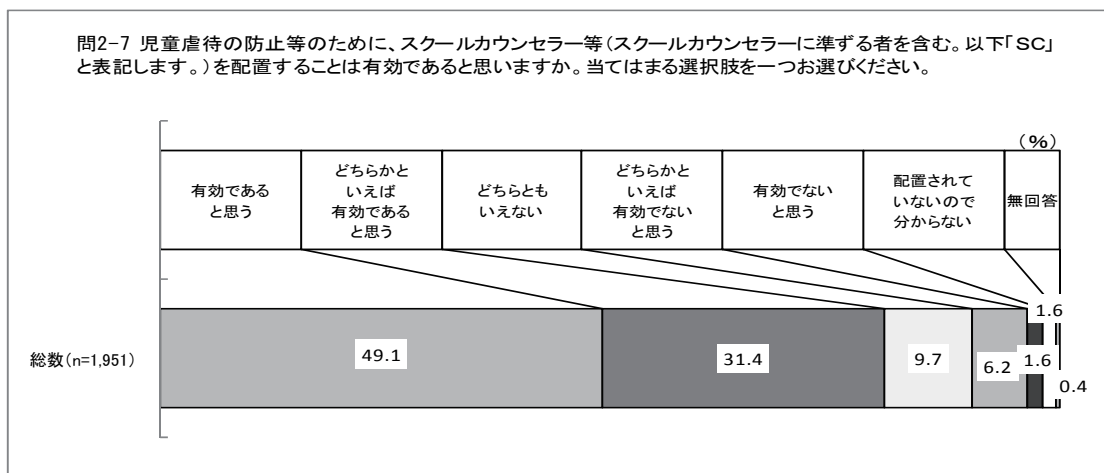
(カ) 問2-6 児童相談所等の対応が不十分だと感じた理由 (複数回答)

児童相談所や市区町村等に通告した際やその後のこれらの機関の対応について、不十分だと感じた又はどちらかといえば不十分だと感じたと回答した担当者に、どのような点が不十分だと思うか尋ねると、「保護者への関わりに際しての協力や支援が不十分であると感じる場合があるため」が52.2%と最も多く、次いで「通告後の見守りを学校に任せっきりにされたと感じる場合があるため」が42.7%、「一時保護が必要だと思われる事例について、対応が遅いと感じる場合があるため」が39.4%等となっている。



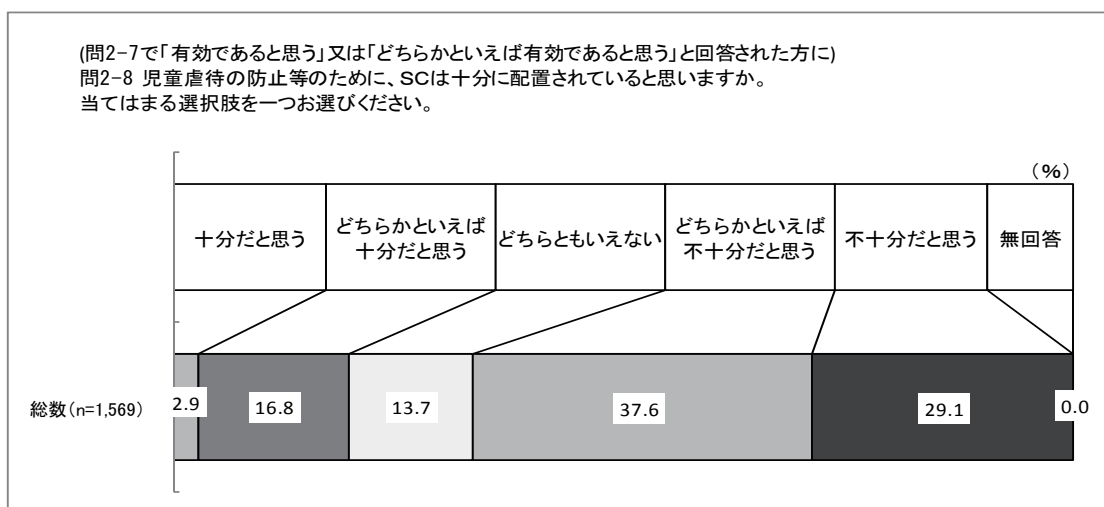
(キ) 問2-7 スクールカウンセラー等の配置の有効性

小・中学校担当者に、児童虐待の防止等のために、スクールカウンセラー等（スクールカウンセラーに準ずる者を含む。以下同じ。）を配置することは有効であると思うか尋ねると、「有効であると思う」及び「どちらかといえば有効であると思う」が合わせて80.5%であるのに対し、「どちらともいえない」が9.7%、「有効でないと思う」及び「どちらかといえば有効でないと思う」が合わせて7.8%等となっている。



(ク) 問2-8 スクールカウンセラー等の配置数

児童虐待の防止等のために、スクールカウンセラー等を配置することについて、有効であると思う又はどちらかといえば有効であると思うと回答した担当者に、スクールカウンセラー等は十分に配置されていると思うか尋ねると、「不十分だと思う」及び「どちらかといえば不十分だと思う」が合わせて66.7%であるのに対し、「十分だと思う」及び「どちらかといえば十分だと思う」は合わせて19.7%、「どちらともいえない」が13.7%となっている。

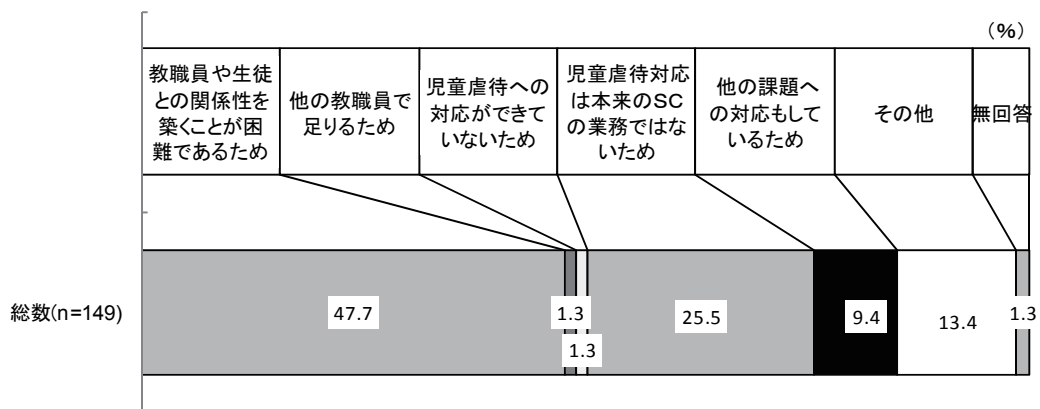


(ケ) 問2-9 スクールカウンセラー等の配置が有効でないと思う理由

児童虐待の防止等のために、スクールカウンセラー等を配置することについて、有効でないと思う又はどちらかといえば有効でないと思うと回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「毎日、学校に勤務してはいないため、教職員や生徒との関係性を築くことが困難であるため」が47.7%と最も多く、次いで「児童虐待対応は、本来のスクールカウンセラー等の業務ではないし、対応する立場にないと思うため」が25.5%、「児童虐待対応のみでなく、他の課題(いじめ、不登校等)への対応もしているため」が9.4%等となっている。

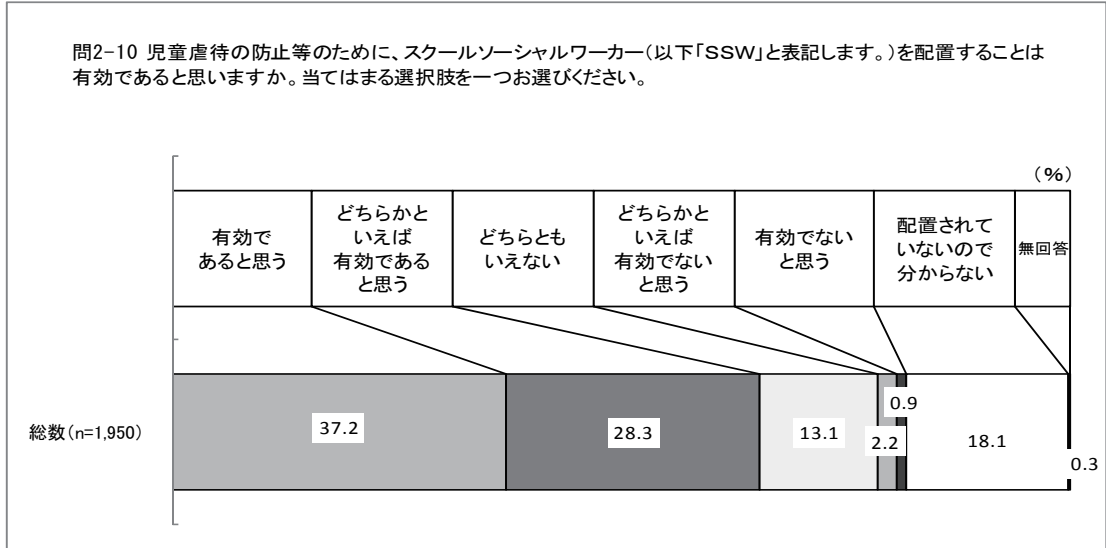
(問2-7で「どちらかといえば有効でないと思う」又は「有効でないと思う」と回答された方に)
問2-9 あなたは、なぜそのように思ったのですか。特に当てはまると思う選択肢を一つお選びください。

- ① 毎日、学校に勤務してはいないため、教職員や生徒との関係性を築くことが困難であるため(47.7%)
- ② 養護教諭など現在配置されている他の教職員で足りるため(1.3%)
- ③ 教育委員会が実施する研修等が不十分であり、児童虐待への対応ができていないため(1.3%)
- ④ 児童虐待対応は、本来のSCの業務ではないし、対応する立場にないと思うため(25.5%)
- ⑤ 児童虐待対応のみでなく、他の課題(いじめ、不登校等)への対応もしているため(9.4%)
- ⑥ その他(13.4%)
- ⑦ 無回答(1.3%)



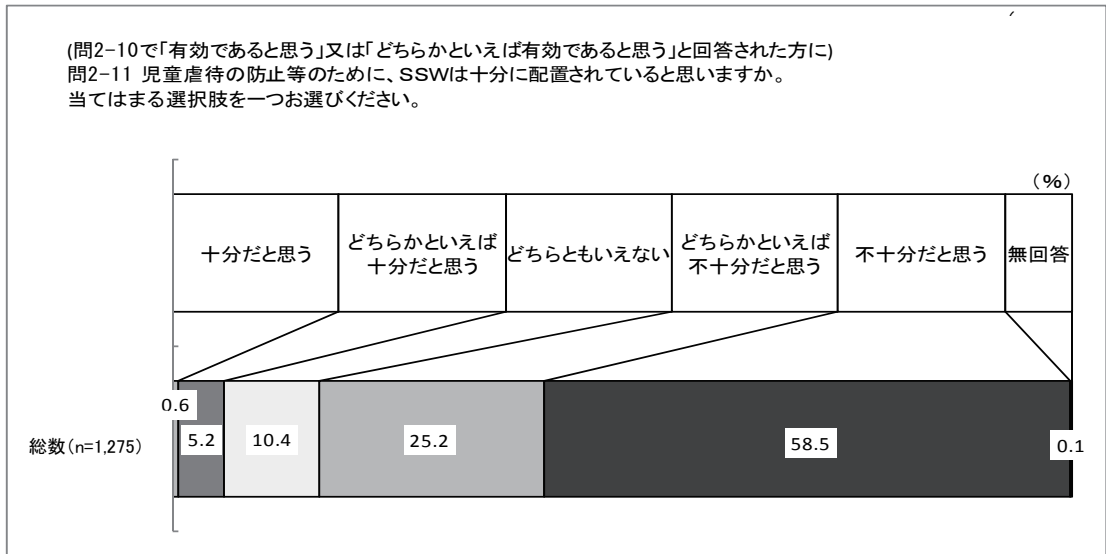
(コ) 問2-10 スクールソーシャルワーカーの配置の有効性

小・中学校担当者に、児童虐待の防止等のために、スクールソーシャルワーカーを配置することは有効であると思うか尋ねると、「有効であると思う」及び「どちらかといえば有効であると思う」が合わせて65.5%であるのに対し、「どちらともいえない」が13.1%、「有効でないと思う」及び「どちらかといえば有効でないと思う」は合わせて3.1%等となっている。



(カ) 問2-11 スクールソーシャルワーカーの配置数について

児童虐待の防止等のために、スクールソーシャルワーカーを配置することについて、有効であると思う又はどちらかといえば有効であると思うと回答した担当者に、スクールソーシャルワーカーは十分に配置されていると思うか尋ねると、「不十分だと思う」及び「どちらかといえば不十分だと思う」が合わせて83.7%であるのに対し、「どちらともいえない」が10.4%、「十分だと思う」及び「どちらかといえば十分だと思う」は合わせて5.8%となっている。

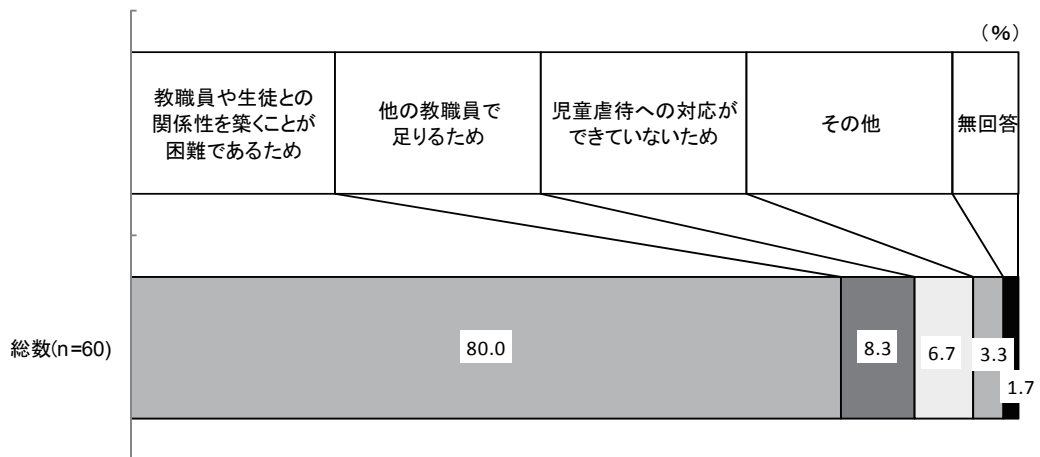


(シ) 問2-12 スクールソーシャルワーカーの配置が有効でないと思う理由

児童虐待の防止等のために、スクールソーシャルワーカーを配置することについて、有効でないと思う又はどちらかといえば有効でないと思うと回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「毎日、学校に勤務してはいないため、教職員や生徒との関係性を築くことが困難であるため」が80.0%と最も多く、次いで「養護教諭など現在配置されている他の教職員で足りるため」が8.3%等となっている。

(問2-10で「どちらかといえば有効でないと思う」又は「有効でないと思う」と回答された方に)
問2-12 あなたは、なぜそのように思ったのですか。特に当てはまると思う選択肢を一つお選びください。

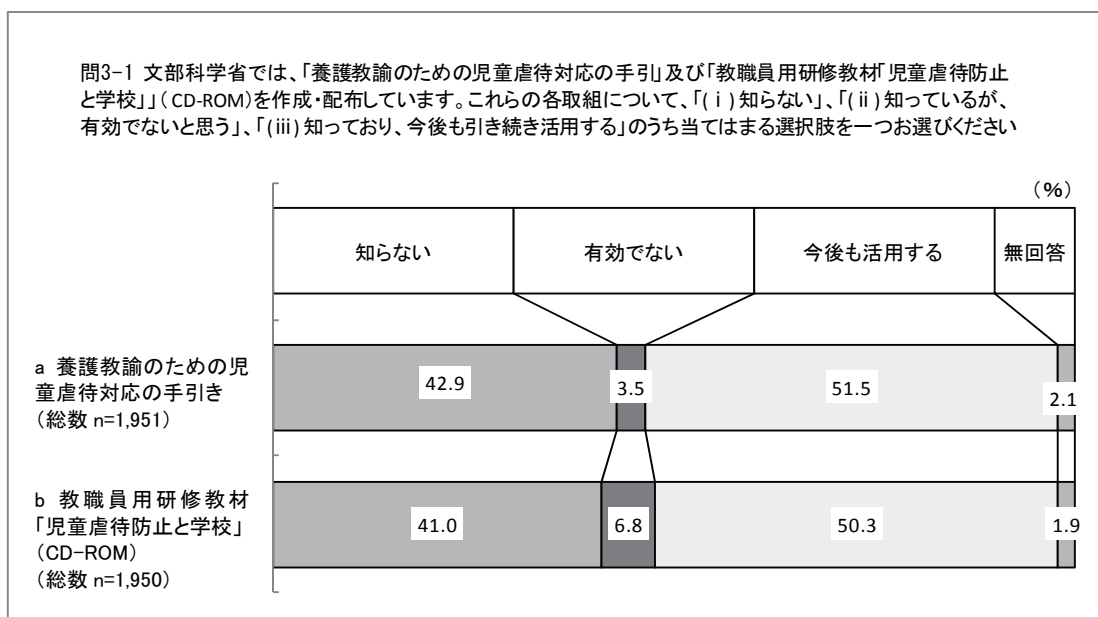
- ① 毎日、学校に勤務してはいないため、教職員や生徒との関係性を築くことが困難であるため(80.0%)
- ② 養護教諭など現在配置されている他の教職員で足りるため(8.3%)
- ③ 教育委員会が実施する研修等が不十分であり、児童虐待への対応ができていないため(6.7%)
- ④ その他(3.3%)
- ⑤ 無回答(1.7%)



ウ 児童虐待の防止等に関する研修

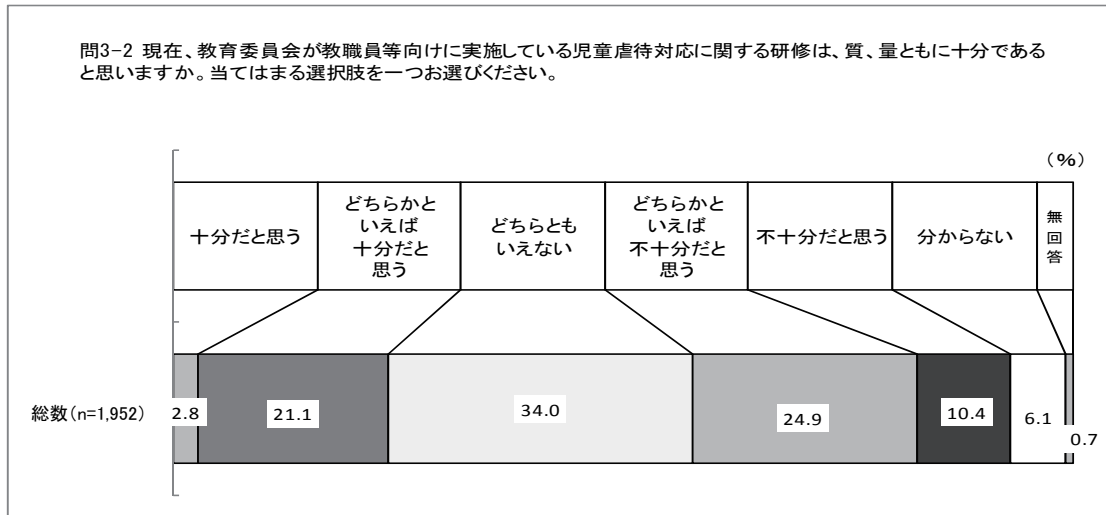
(7) 問3-1 手引や研修教材についての認識

小・中学校担当者に、文部科学省が取り組んでいる「養護教諭のための児童虐待対応の手引」及び「教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」」の作成・配布について尋ねると、いずれの取組についても「知っており、今後も利用する」が50%以上となっている一方で、取組そのものを「知らない」とする回答も40%以上となっている。



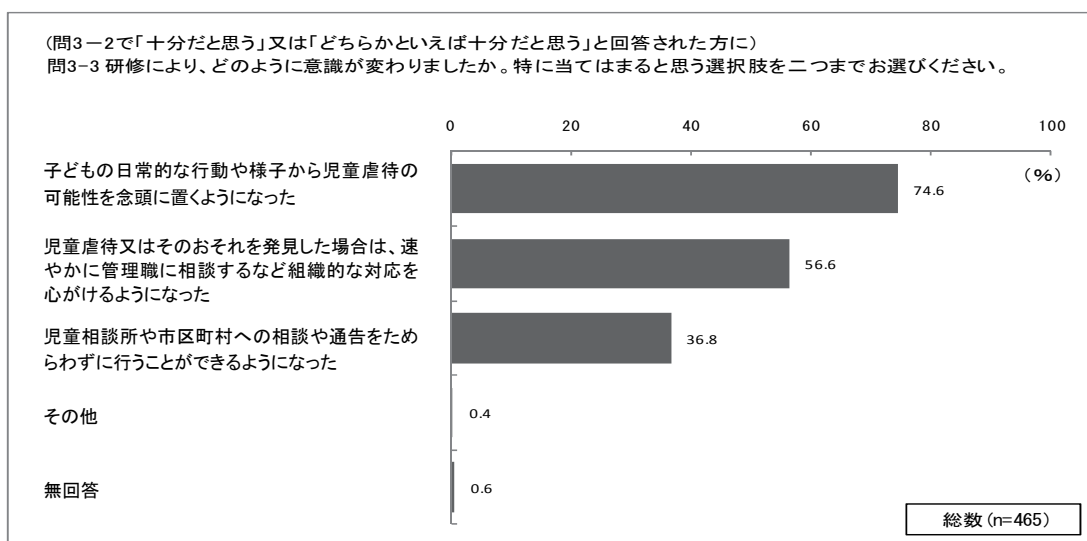
(イ) 問3-2 児童虐待対応に関する研修の充実度

小・中学校担当者に、教育委員会が教職員等向けに実施している児童虐待対応に関する研修は、質、量ともに十分であると思うか尋ねると、「不十分だと思う」及び「どちらかといえば不十分だと思う」が合わせて35.3%で最も多く、次いで「どちらともいえない」が34.0%、「十分だと思う」及び「どちらかといえば十分だと思う」が合わせて23.9%等となっている。



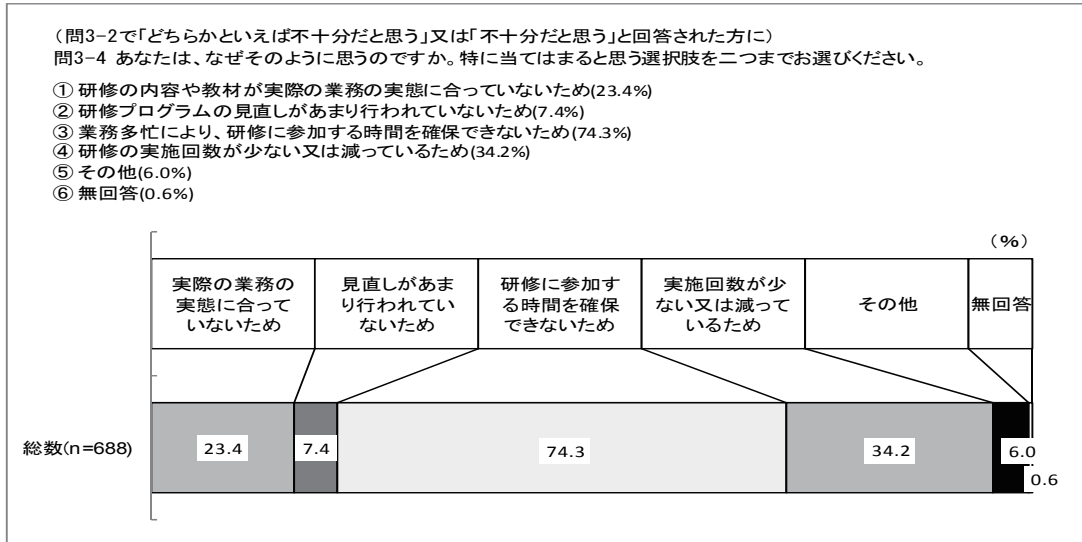
(ウ) 問3-3 研修による意識の変化（複数回答）

教育委員会が教職員等向けに実施している児童虐待対応に関する研修について、十分だと思う又はどちらかといえば十分だと思うと回答した担当者に、研修により、どのように意識が変わったか尋ねると、「子どもの日常的な行動や様子から児童虐待の可能性を念頭に置くようになった」が74.6%と最も多く、次いで「児童虐待又はそのおそれを発見した場合は、速やかに管理職に相談するなど組織的な対応を心がけるようになった」が56.6%、「児童相談所や市区町村への相談や通告をためらわずに行うことができるようになった」が36.8%等となっている。



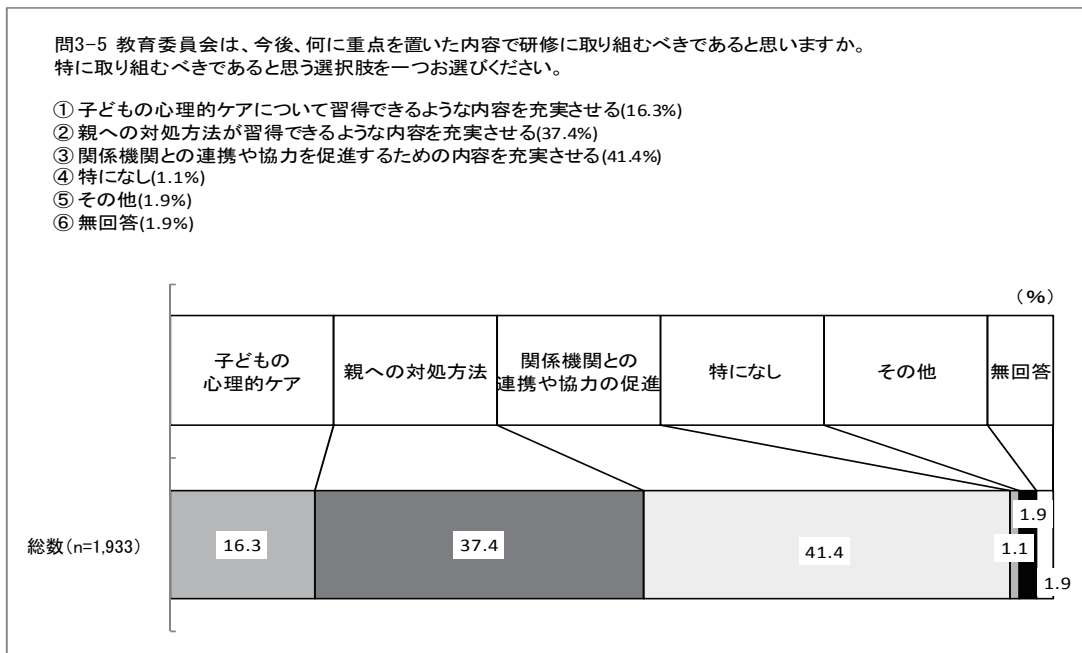
(イ) 問3-4 研修が不十分だと思う理由（複数回答）

教育委員会が教職員等向けに実施している児童虐待対応に関する研修について、不十分だと思う又はどちらかといえば不十分だと思うと回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「業務多忙により、研修に参加する時間を確保できないため」が74.3%と最も多く、次いで「研修の実施回数が少ない又は減っているため」が34.2%等となっている。



(ロ) 問3-5 研修内容についての意見

小・中学校担当者に、教育委員会は、今後、何に重点を置いた内容で研修に取り組むべきであると思うか尋ねると、「関係機関との連携や協力を促進するための内容を充実させる」が41.4%と最も多く、次いで「親への対処方法が習得できるような内容を充実させる」が37.4%等となっている。

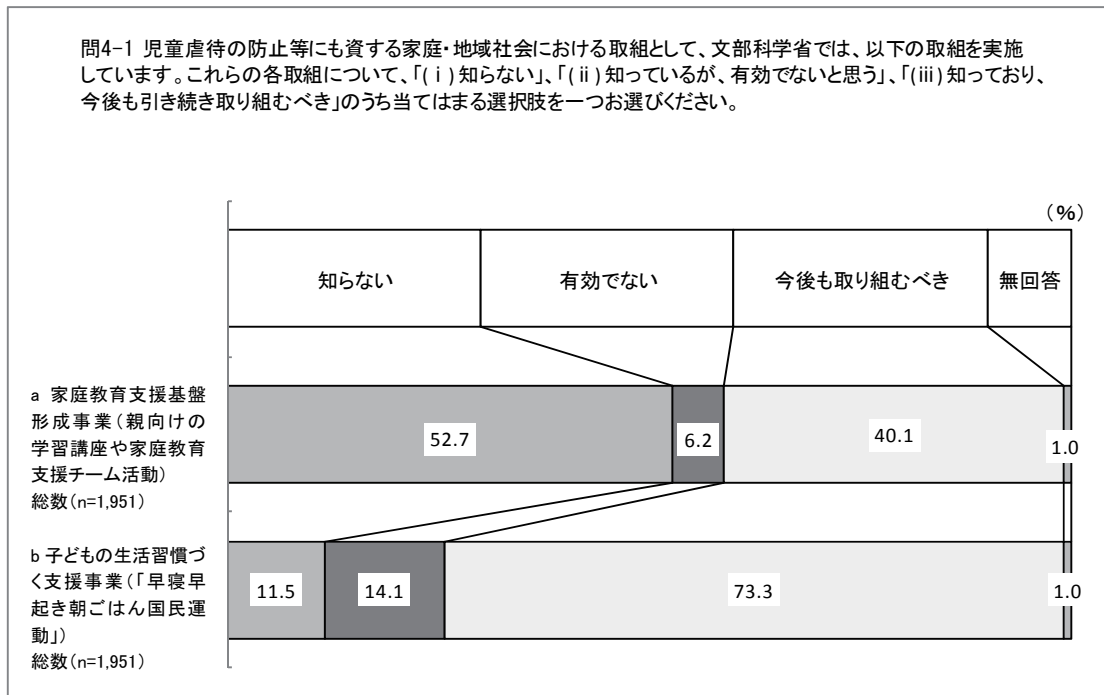


エ 児童虐待の防止等に関する家庭・地域社会における取組

問4-1 児童虐待の防止等にも資する家庭・地域社会における取組の有効性

小・中学校担当者に、文部科学省が実施している、児童虐待の防止等にも資する家庭・地域社会における2つの取組について尋ねると、「家庭教育支援基盤形成事業(親向けの学習講座や家庭教育支援チーム活動)」については、「知っており、今後も取り組むべき」が40.1%である一方、「知らない」及び「知っているが、有効でないと思う」も合わせて58.9%となっている。

また、「子どもの生活習慣づくり支援事業(「早寝早起き朝ごはん」国民運動)」については、「知っており、今後も取り組むべき」が73.3%、「知らない」及び「知っているが、有効でないと思う」は合わせて25.6%となっている。



オ 国等が行っている児童虐待の防止等に関する取組についての意見

小・中学校担当者に、国や地方公共団体が行っている児童虐待の防止等に関する取組についての意見を聞いたところ、回答者1,952人のうち710人(回答者の36.4%)から延べ869件の意見があった。その内訳は、①体制の拡充を求める意見が206件(23.7%)、②関係機関の権限強化に関する意見が124件(14.3%)、③関係機関の連携・役割分担に関する意見が107件(12.3%)等となっている。

主な内容は、次のとおりである。

① 体制の拡充を求める意見

【児童相談所について】

- 児童相談所担当者の抱える件数が多く、とても対応できないと感じる。内容が深刻ですぐに改善されるものでなく、増える一方であり、担当者の増員が急務。

【小中学校について】

- スクールソーシャルワーカーの中学校区ごとの配置をぜひ実現していただきたい

い。福祉の手が十分行き届くようにするためには、専門家としてのスクールソーシャルワーカーが有効と考える。

- ・ 精神的に病む子ども及び保護者が増加していると感じる。心の病が虐待に影響していると感じる。その点から、今後の学校には1校1人、スクールカウンセラーがいることが望まれる。

② 関係機関の権限強化に関する意見

【児童相談所について】

- ・ 児童相談所と保護者との面談、子どもの保護についての権限が、実質上行使できていない。児童相談所の権限の強化を望む。
- ・ 児童相談所と関わってみて、その社会的立場について疑問を感じた。法的執行力の弱さから対応が後手に回るなど、児童相談所担当者の努力が100%反映されていないところにもどかしさを感じる。

【小中学校について】

- ・ スクールソーシャルワーカーの助力を得て、虐待等の防止対応に取り組んでいるが、プライバシー保護の点で、手を差し伸べられない場合が多い。権限等の改善を望む。

③ 関係機関の連携・役割分担に関する意見

【関係機関の連携について】

- ・ 保護者の養育能力や養育態度に問題があると感じても、学校だけでは対応は困難なので、児童相談所、地域の民生委員や主任児童委員等との連携を密にしていけるようネットワーク作りを進めてもらいたい。
- ・ 学校だけでは的確な対応は難しい。市区町村、警察署、消防署など、身近な公的機関がいつでもどこでも学校と組んで初期対応に当たってもらえたら心強い。
- ・ 児童虐待については、学校、地域、関係教育・福祉機関や警察が連携して対応・防止に努めなければならない。そのためには、日頃からネットワークを作っておく必要がある。

【役割分担について】

- ・ 命に関わる問題であるため、責任の所在を明確にする必要はあるが、ともすると責任のなすり合いに陥っている様子がみてとれる。関係機関・地域・保護者・学校その全てがきちんと役割を分担して負い、その下に全てが責任を負うシステム作りを進めていく必要がある。